

奈良県告示第九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、令和元年五月七日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
天川村漁業協同組合	吉野郡天川村大字 沢谷	奈内共第六号 奈内共第七号 奈内共第八号 奈内共第九号	令和元年五月七日